

遠隔教育に関する国家戦略特区の検討状況

① 国家戦略特区ワーキンググループにおけるヒアリング

◇平成 27 年 4 月 17 日（文科省）

長野県伊那市の第 4 回近未来実証特区検討会への提出資料（ICT を活用したバーチャル学区ネットワーク）についての協議、文科省の遠隔教育に関する取組の紹介（ICT を活用した教育のコンセプト、関連する文科省の実証事業等）

◇平成 28 年 9 月 26 日（文科省）

「人口減少社会における ICT の活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」の経過報告、平成 27 年度より文科省「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」に採択された長野県伊那市の取組の経過報告

◇平成 28 年 12 月 1 日（文科省）

文科省の実証試験の成果と課題をワーキンググループの場で説明（授業実践上の課題、機器ネットワークの課題等）

◇平成 29 年 2 月 16 日（福島県檜葉町）

檜葉町の小中学校における遠隔教育の導入（大都市圏からの遠隔地に限り、教室に教諭がいる状態に限るという制限を解除、教員免許保有者以外の配信の解禁）についての提案

◇平成 30 年 7 月 20 日（茨城県）

小中学校において、受信側の教員が当該科目の教員免許状を有していない場合の遠隔教育解禁の提案

【具体的な提案内容】

- ・学校教育法施行規則第 88 条の 3 の適用範囲を拡大し、「高等学校」に「小中学校」を追加する。
- ① 中学校において、配信側に当該科目の教員免許状を有し、高度な専門性を持つ人材がいる場合、受信側の教員に当該科目の免許状の保有を求めないようにする
- ② 小中学校の適応指導教室または院内学級において、配信側に当該科目の教員免許状を有する人材がいる場合、受信側に当該校種や当該科目の免許状の保有を求めないようにする
- ③ 長期入院または自宅療養において、配信側に当該科目の教員免許状を有する人材がいる場合、受信側に教員免許状の保有を求めないようにする

② 国家戦略特区諮問会議における検討

- ・平成 29 年 1 月 20 日の国家戦略特区諮問会議（以下「諮問会議」）において、民間議員から規制改革事項として「義務教育における遠隔教育の解禁」について提言。
- ・平成 30 年 6 月 14 日の諮問会議において、民間議員による資料「国家戦略特区 今後の運営に向けて」において、【「遠隔教育」「外国船舶寄港等の扱い」など、これまで、当会議でも議論しながら未解決の岩盤規制は少なくない。早急に解決に向けた検討を再開すべきである。】と提言。